

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者及び入札参加資格停止期間

業者名	区分	住 所	入札参加資格停止期間
富士通(株)	工事 委託 物品	東京都港区東新橋 1-5-2	1 月間 (平成 28 年 8 月 25 日 ~ 平成 28 年 9 月 24 日)
日本電気(株)	工事 委託 物品	東京都港区芝 5-7-1	1 月間 (平成 28 年 8 月 25 日 ~ 平成 28 年 9 月 24 日)

2 事実概要

公正取引委員会が、東京電力発注の特定電力保安通信用機器（据付工事、除却工事等が併せて発注される場合は当該工事を含む）の製造販売業者に対し、平成 28 年 7 月 12 日付で、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定したことによるもの。

3 入札参加資格停止措置理由

上記の事実は、射水市入札参加資格停止要領別表第 2（12）に該当する。

（期間：当該認定をした日から 2 月以上 1 8 月以内）

上記 2 者は、公正取引委員会の課徴金減免制度の適用事業者であるため、射水市入札参加資格停止要領第 4 条（資格停止の期間の特例）第 3 項の規定により、2 月の資格停止期間を 2 分の 1 短縮し 1 月とする。

課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。